## 香川孝三・著(信山社)定価3.200円

## ムの労働 ナ 法 と文化

~ハノイ滞在記~

## no.4

5年9月までの1年半の間、 講義を長年お願いしている。 本書は、著者が、2004年4月から0 外務省との人

スの運営委員で、ゼミのご指導と労働法の が深く、京都での労働リーダーシップコー 院国際協力研究学科の教授であり、ご専門

労働法である。-MF―JCともご縁

著者の香川先生は、現役の神戸大学大学

事父流でベトナム

の法整備事業」「ベト として赴任されて と多岐にわたっている ナムでの仕事と生活 化交流」「ベトナムで 経済」「学術交流・文 したもので、内容も てきた文章を整理 いる時に書きため の日本大使館公使 ベトナムの労働と

から見ると、第1章「ベ トナムの労働と経済」の 特に労働組合の立場

香川孝三著

内容は興味深い。

ている。 されている学者の立場から、ベトナムの |労働組合と使用者団体| について取り上げ その一端を紹介すると、労働法を専門と

ベトナムの労働組合の特徴について、「現

非、ご一読願いたい。

(渡辺美知夫・記)

トナムの 労働・法と 文化 あるベトナム労働総同盟の最末端組織(基礎 務がある。その組合は祖国戦線の構成員で 立後6カ月以内に、労働組合を設立する義 よって規制を受けている。全ての企業は設 在の労働組合は1990年の労働組合法に 総同盟が唯一の認められた組 労働組合)となる。つまり、ベトナム労働 ハノイ 滞在記 信山社 また、労働組合活動の特徴についても、

労働組合は企業や事業所ごとに設立されて こと、さらにもう一つの特徴として、「基礎 は認められていないことを意味する」として きな労働組合を組織したり、選択する自由 れない。ということは、労働者が自分の好 ・LOの結社の自由条約は批准していない 織であり、それ以外の組織は認めら

> 分析している。 いるので、企業別組合であると言える」と

団体交渉によって労働条件を合意して労働 での福祉活動を主に実施している。さらに 基礎組合はレクリエーション活動や企業内

協約を締結している。労働協約は労 働者集団と企業側との協定であっ て、基礎組合と話し合いを行って、 働者の過半数の同意を得て締結さ 未組織労働者を含む企業内の全労 れている。組合に加入しない従業 員にも労働協約が適用になるこ とを前提としている。これは労 働組合の役割は、組合員の代表 というだけでなく、労使双方の 権利や利害の調整を行うこと を含んでいるとベトナムでは 考えられているからである。 ただし、国営企業では賃金に

から、 響して、現段階では、賃金交渉はなされて このことが、民間企業や外資系企業にも影 ありとイメージできること間違いない。 て決まるので、 いないのが実態である」と分析している。 ベトナムでの1年半の滞在記である本書 読者は、ベトナムの今の姿を、 交渉の対象になっていない。 あり

ついては、国の予算によっ

2006 Spring IMF JC 29